

2. ふるかわ循環乗合タクシーの運休及び 病院支援タクシー助成制度の開始について

① 経緯について

- ・平成27年3月策定 飛騨市地域公共交通網形成計画において、古川町市街地を循環運行し、**市街地を訪れる全市民及び観光客の主要施設への移動を担う目的**をもってふるかわ循環乗合タクシーの運行を定め、同年10月から運行を開始した。
- ・運行開始後、利用率の低迷が続き、より他の路線との接続を考慮したダイヤ変更も行ったが、利用者数の増加はみられず、かつ同路線が市街地を巡回するルートであり、多くの市民の目にとまることから、**利用者数の低迷に加え同路線の必要性に対する批判の声も聞かれていた。**
- ・平成30年第1回飛騨市公共交通会議幹事会及び飛騨市公共交通会議において、廃止、現状維持又は変更について協議し、**平成31年4月から変更する方向性**を決議した。



② 変更の方向性について

- ・平成29年度に古川町内各医療機関で実施したアンケート結果では、**通院にあたっては自家用車の利用が多く、次いで、徒歩自転車が多い**ことが判明している。(バス利用・・・398人回答中15人)
- ・平成30年5月に実施した**ふるかわ循環乗合タクシーでの利用者**への聞き取り調査では、**通院への利用が多数を占める**ことが判明している。(通院利用・・・25人利用中21人)
- ・当初、通院を主目的とした定時定路線での短距離運行を想定していたが、市街地医療機関を巡回するルートとした場合、現状と大差がなく現状と同様の結果を招くことが想定されることから、市、事業者、関係機関等と協議検討し、上記調査結果も踏まえたうえで、**路線運行とはしない**こととした。
- ・飛騨市公共交通会議幹事会及び飛騨市公共交通会議の協議結果により変更を前提としていることから、より良い市民への移動手段又は移動支援の提供に向け、**試験的に現状のふるかわ循環乗合タクシーを運休**することとし、一定期間後に市民の声を収集することとする。
- ・ただし、調査の結果、一定数の利用者があることから、現在主として利用されている通院に関して補完するため、運休と同時に**通院支援タクシー助成制度を開始**する。



③ 通院支援タクシー助成制度について

- ・古川町内の医療機関へ通院後、帰宅時に利用できるタクシー助成券を医療機関窓口にて配布する。
- ・助成金額は、タクシー1乗車につき400円
- ・助成券は当日限りにおいて、医療機関又は調剤薬局での乗車に限り有効
- ・配布対象は、70歳以上又は身・精・療手帳を所持する市民(飛騨市いきいき健康増進事業対象者と同じ)



④ 今後のスケジュールについて

- ・第2回飛騨市公共交通会議での協議後、ふるかわ循環乗合タクシー運休の手続
- ・市民周知(1月～3月)
- ・古川町区長会、医師会・歯科医師会、議会へ説明(2月)



平成31年4～ 運休及び支援制度開始